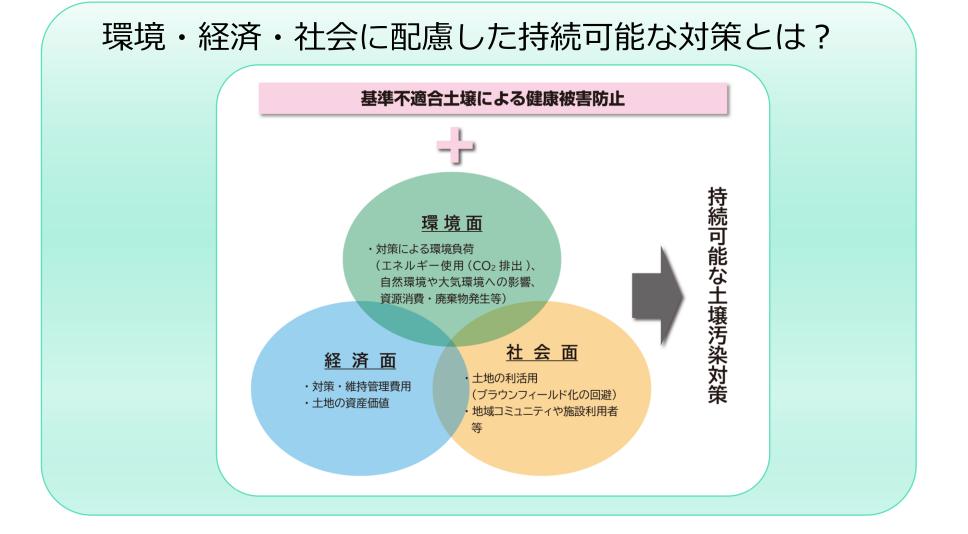
環境・経済・社会に配慮した 持続可能な土壌汚染対策ガイドブック の発行について



1 背景

- ◆ 東京都環境基本計画(平成28年3月)において、「環境面とともに、経済面や社会面などの視点を踏まえ、 事業者による合理的な対策の選択を促すための手法を検討する」こととした。



2 対象者

基準不適合土壌が存在する又は存在する可能性がある土地において、土地の改変(解体・建築・建設

工事等)や開発事業、土地の売買・不動産仲介等を検討している事業者

※中小事業者に対しては、「中小事業者のための土壌汚染対策ガイドライン」の改定で対応



汚染土壌を除去しないと買 い手がつかないかな?

早く土地を見つけたい!

不動産業者



費用を抑えて開発したい!

3 目的

環境面・経済面・社会面に配慮した持続可能な土壌汚染対策を実践するため

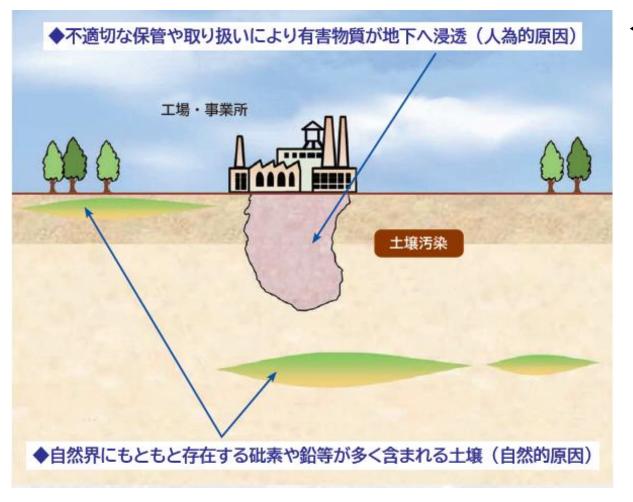
- ・事業者による対応のポイントや考え方
- ・持続可能な対策を実現することができた事例等 を分かり易く示す。



持続可能な土壌汚染対策が広く普及

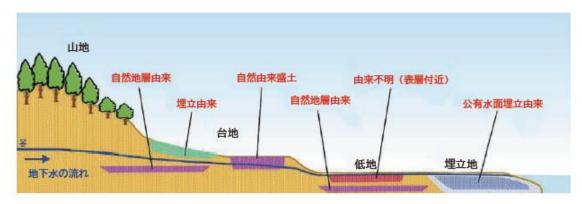
土壌汚染とは

土壌中の有害物質濃度が法律や条例の基準を超過した状態



〈原因>

- ・工場等から流出した有害物質が地下へ浸透した人為的原因
- ・自然界にもともと存在する自然的原因



国内外において、自然由来や埋立由来の基準不適合土壌は、多くの場所で認められており、都内においても同様の状況。

法や条例の考え方

法や条例では、土壌汚染が見つかった場合



健康リスクがある土地



一定濃度を超える汚染がある土地



有害物質の摂取経路を遮断するための措置の実施



それ以外の土地



必ずしも土壌汚染の除去等の措置を求めていない



このガイドブックの構成

措置が不要な土地における対策

法・条例の措置: 不要

リスク管理が基本となり、土地の売買・利活用、

土壌の掘削・搬出等の計画実施

にあたっては、環境・経済・社会への考慮



1章で記載

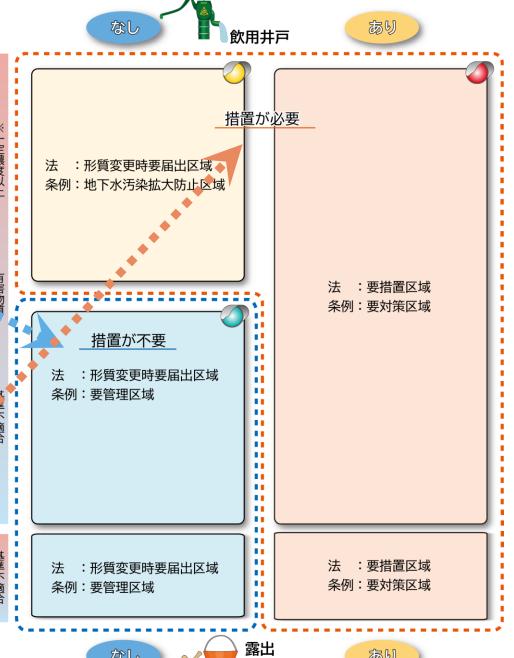
措置が必要な土地における対策

法・条例の措置: 必要

措置の選択や実施の際に、環境・経済・社会へ の考慮が求められる。



2章で記載





土壌の搬出を削減

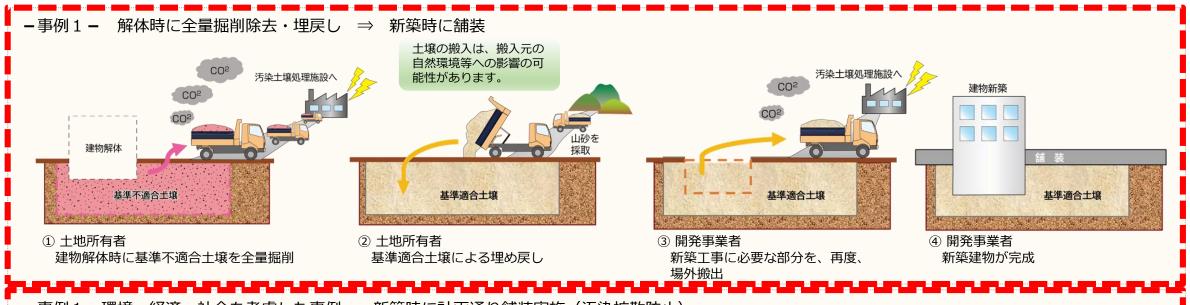
舗装を行うことで、土壌汚染

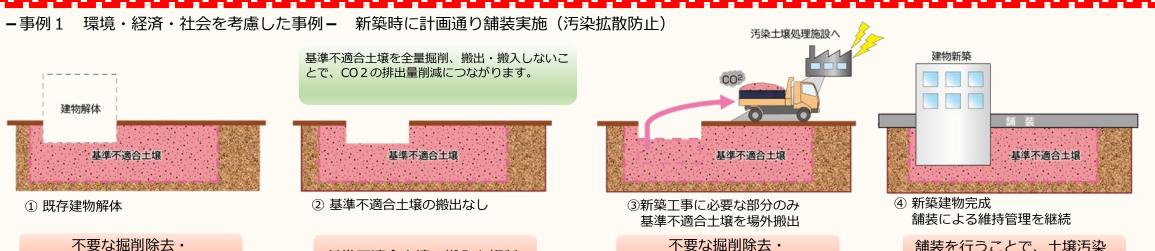
による健康リスクを回避

1. 法令による措置が不要な土地における土壌汚染対策

基準不適合土壌の搬入を抑制

事例で見る「土壌汚染に対する持続可能な対策」の考え方

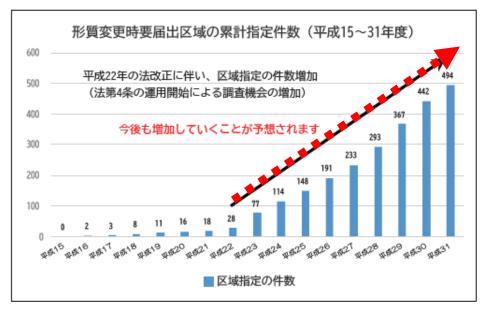




土壌の搬出を削減

解訪編

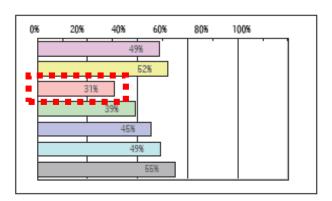
形質変更時要届出区域の現状





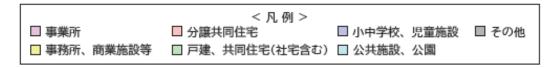
<u>分譲共同住宅でも</u>約30%は、区域指定を受けた状態で土地を利 活用しています!





区域指定を受けた土地の現在の用途 (区域解除された土地も含む)

(用途別) 区域指定された状態で活用されている 土地の割合



区域指定を受けた土地の現在の用途と区域指定のまま活用されている土地の割合 (用途・建物等別に集計)

土壌の3R



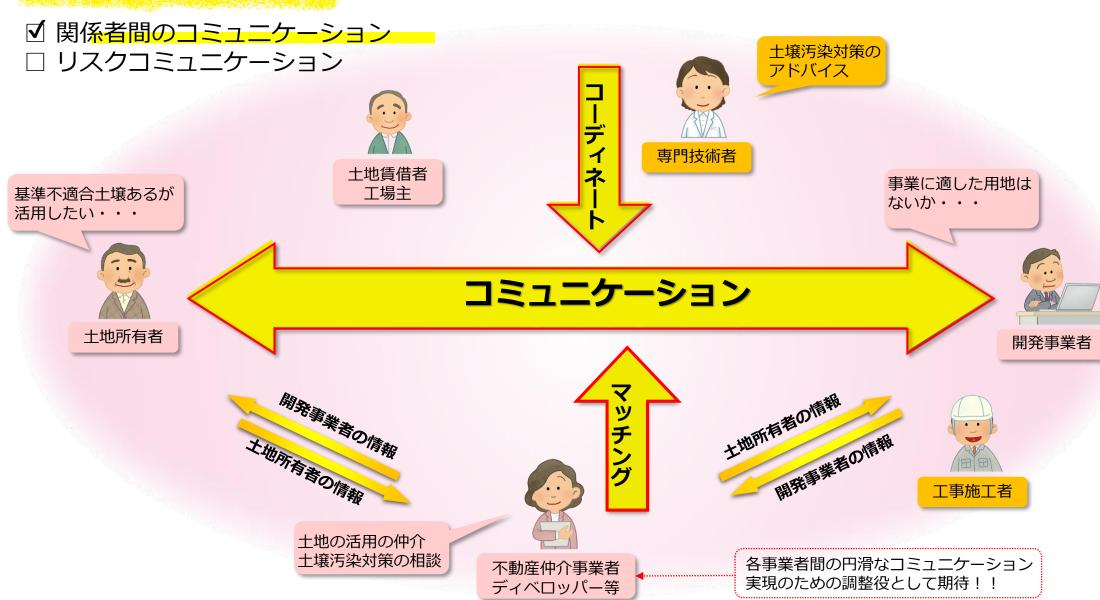
社会面

- ・土地の利活用 (ブラウンフィールド化の回避)
- ・地域コミュニティや施設利用者

経済面

- ・対策・維持管理費用
- ・土地の資産価値

コミュニケーション



コミュニケーション

□ 関係者間のコミュニケーション

☑ リスクコミュニケーション



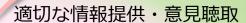








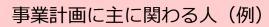




リスクコミュニケーション To do list

- ✓関係者の把握
- ✓情報提供の範囲
- ✓情報提供の方法
- ✓ 提供内容
- ✓ 提供のタイミング

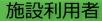


















2. 法令による措置が必要な土地における対策

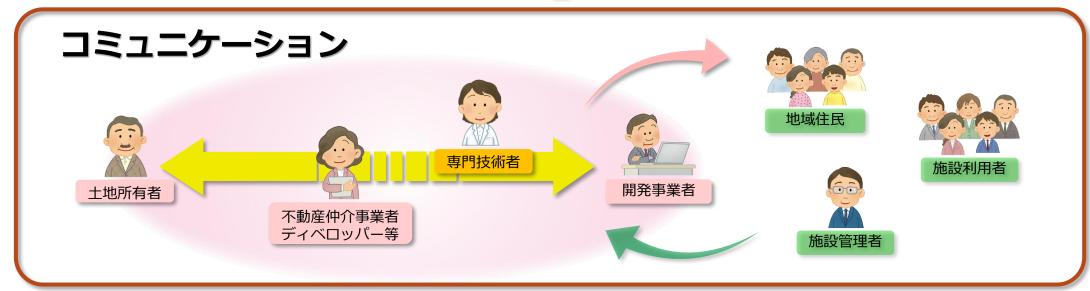
土壌の 3R

Reduce : 土壌の場外搬出入量の削減

Reuse : 土壌の資源活用(適正な管理の下での盛土利用等)

Remediation:原位置浄化、現場内浄化等



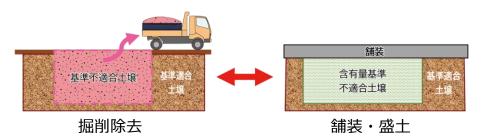


2. 法令による措置が必要な土地における対策

一般的な対策と持続可能な対策との比較について事例を用いて解説



含有量基準に適合しない十壌への措置の比較



掘削するところを舗装・盛土に変更することによって、

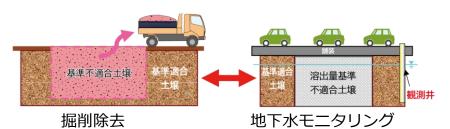
- 土地所有者・開発事業者の工事による負担(時間や費用) が低減されます。
- 環境負荷の低減にもつながります。





溶出量基準に適合しない土壌への措置の比較

地下水モニタリング



原位置浄化(牛物的分解) 溶出量基準 基準不適合土壌 不適合土壌 原位置浄化(生物的分解)

掘削するところを原位置浄化(生物的分解)によって、

掘削するところの土地を利用しながら地下水モニタリング することよって、

土地所有者・開発事業者の工事による負担(費用)が 低減されます。

場外搬出入量の削減

環境負荷の低減にもつながります。

土地所有者・開発事業者の工事による負担(費用)が 低減されます。

環境負荷の低減にもつながります。

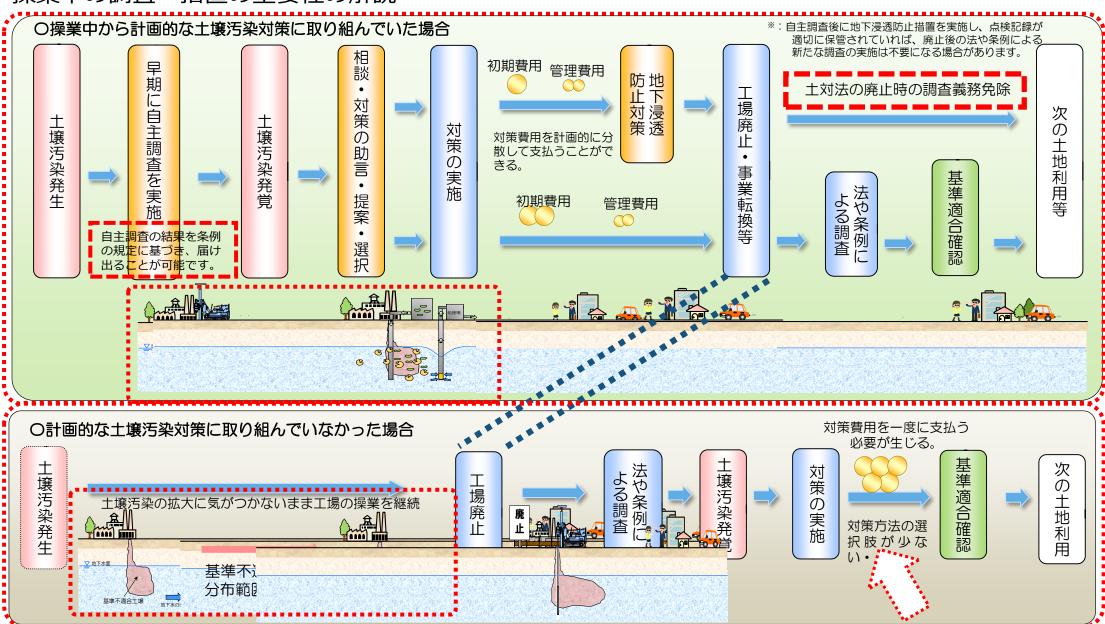
掘削除去





解説編

操業中の調査・措置の重要性の解説



5 事例集

1. 措置が不要な土地における「持続可能な土壌汚染対策事例」

事例1: 土壌の搬出入をせずに解体・新築工事を実施

事例2: 将来的な設備等の維持管理を考慮し、除去対象とする基準不適合土壌の範囲を選択

事例3: 土壌汚染調査の早期実施による設計見直しと効率的な施工の実施

事例4: 基準不適合土壌を集約し、維持管理の合理化

事例5: 土壌汚染のある工場跡地をマッチングにより開発

事例6: 措置対象とする基準不適合土壌を選別し、場外搬出土量を削減

事例7: 自然由来土を区域間移動等することで土壌処理量を削減

2. 措置が必要な土地における「持続可能な土壌汚染対策事例」

事例1: 比較的濃度の高い基準不適合土壌※のみを掘削・搬出

事例2: 対策工事を早期に実施し、汚染浄化後に土地を売却

事例3: 原位置浄化しながら駐車場として土地活用後、土地を売却

事例4: 地域要望を踏まえた健康リスクの低減措置の実施

3. 共通事項

土壌汚染に対する持続可能な対応を実現するためのポイント





専門技術者

全量掘削する必要は

ありません!!

専門技術者

不動産業者

争例集

1. 措置が不要な土地における「持続可能な土壌汚染対策事例」

事例2:将来的な設備等の維持管理を考慮し、

除去対象ととする基準不適合土壌の範囲を選択

事例の概要

- 分譲住宅として利用(土壌汚染に係る対策が必要無い前提)する予定であったが、予期せず基準不適合土壌を確認。
- ・建物共用時の保守の際の工事負荷の低減のため、設備の維持管理等に伴い掘削する 可能性のある範囲のみを、事前に基準不適合土壌の入替えを行い、最小限の土壌搬 出量に抑制。



将来的な設備の維持管理等の工事まで見据えた計画をすることで、再掘削時の土壌汚染対策が不要となり土地運用後の工事負荷・費用を低減させることができました。基準不適合土壌を残置することで土壌の場外搬出入量を削減し(Reduce)、持続可能な土壌汚染の対策を実現することができました。

新築建物 (分譲住宅) 基準適合土壌 基準適合土壌 基準適合土壌 基準適合土壌 基準適合土壌 基準適合土壌

基準不適合正壤 基準適合土地

①土地購入と土壌調査

・敷地の一部で基準に適合しない土壌を確認。

②基準不適合土壌の場外処理

基準不適合土壌

(汚染土壌処理施設へ)

今後掘削する可能性がある範囲は、基準不適 合土壌を掘削し場外搬出。

(設備の専門)

基準不適合土壌

③掘削土壌の有効活用

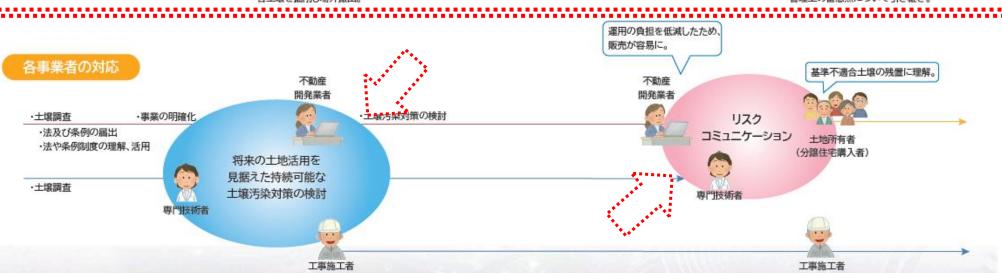
・新築工事の発生土壌を利用し、埋戻し。

④新築工事と形質変更時要届出区域の維持管理

上部を舗装。

(設備の専門)

管理上の留意点について引き継ぎ。



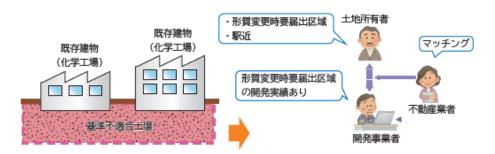
事例5:土壌汚染のある工場跡地をマッチングにより開発

事例の概要

- ・形質変更時要届出区域の指定を受けることで健康リスクの有無を明確化することができ、条件に合った開発事業者とのマッチングが実現。
- ・開発事業者は、土壌汚染対策の詳細な検討とマンション購入者のターゲティングを実施。
- ・持続可能な土壌汚染対策の実施(基準不適合土壌の残置による対策)するとともに、 周辺に商業施設を併設することで利便性を向上させ、新築建物の需要増加を実現。



マッチングにより形質変更時要届出区域での開発実績のある開発事業者を選定し、基準 不適合土壌の存在よりも利便性を重視する消費者にターゲットを絞ったため(ターゲティ ング)、基準不適合土壌を残置したままの開発が可能となり、汚染土壌を搬出することな く(Reduce)、土地を有効活用することができました。

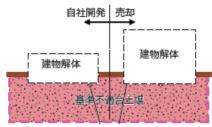


①工場の廃止と土壌調査

 ・工場敷地を売却するため、工場廃止に伴い土 塩調査を実施し、敷地の全域で基準不適合土 壌を確認(形質変更時要届出区域に指定)。

②マッチング

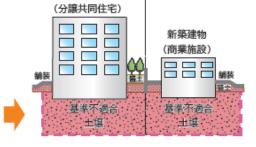
- 不動産仲介事業者から形質変更時要届出区域での開発経験のある開発事業者の紹介(マッチング)。
- 開発事業者は土壌汚染対策の検討を十分に 行った上で土地を取得。



解体工事に伴い発生した掘削土壌 (基準不適合土壌) は全量埋戻し材として利用

③既存建物の解体工事

- 解体工事では基準不適合土壌は埋戻し材として 利用し、場外搬出なし。
- 一部は地域の利便性向上のため、商業施設用地 として他社に売却。駅からのバスルートを確保。
- ・共同住宅の購入者は、土壌汚染に理解が得られ、 利便性を重視する層とした(ターゲティング)。



④新築工事

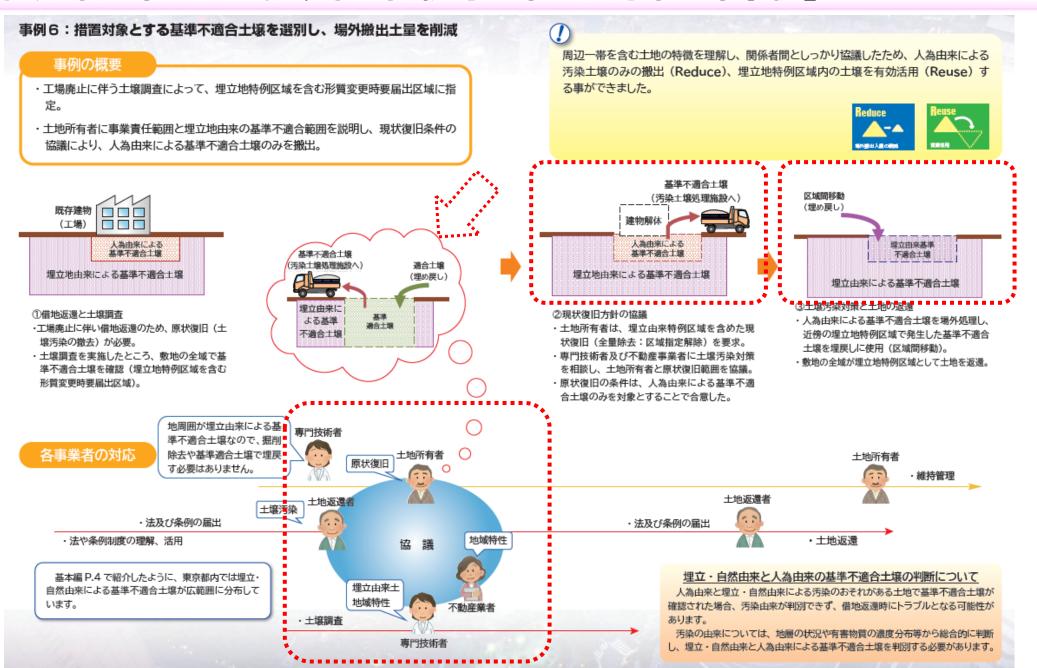
- 掘削により発生した基準不適合土壌は敷地内 の盛土材等として利用。
- 基準不適合土壌が露出しないよう舗装(緑地では基準適合土壌の盛土)。
- 管理上の留意点について引継ぎ。





事例集

1. 措置が不要な土地における「持続可能な土壌汚染対策事例」

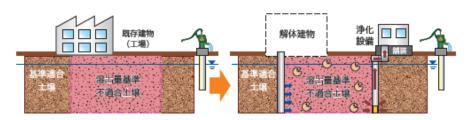


事例集

事例3:原位置浄化しながら駐車場として土地活用後、土地を売却

事例の概要

- ・工場廃止に伴い実施した土壌調査の結果、措置が必要な土地であることが明らかになっ たが、土壌汚染を除去する資金力不足。
- 専門技術者に相談することによって、時間を要するが比較的安価な措置を選択。
- ・措置実施中でも土地を有効活用することにより措置費用を捻出でき、継続して措置を 実施し措置目標を達成



①工場廃止と土壌調査

土壌調査の結果、敷地の一部で溶出量基準の不 適合を確認。

②措置方針の検討と措置対策

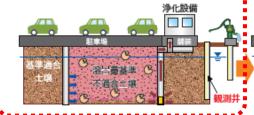
- 専門技術者へ相談し、措置方針を検討し、目 標濃度を設定。
- 措置工法は、費用面を重視し、生物的分解 法と地下水揚水法の併用工法を採用。

専門技術者



工場廃止後に土地を有効活用しながら、措置を実施 (Remetiation) することで費 用を賄うことができました。マッチングにより、土地の状況を踏まえた開発事業者に売却 できました。





③措置実施中の敷地の有効活用

- 措置実施中の敷地は駐車場として有効活用し、 その収益を措置費用に充当。
- ・地下水流向下流側に観測井戸を設置し、地下 水水質を測定。



④措置の完了と土地の売却

- 5年間地下水基準への適合を確認。
- 不動産事業者に相談し、基準不適合土壌が 存在する土地での開発経験が豊富な開発事 業者に土地を売却した(マッチング)。

各事業者の対応



目標濃度の設定

法改正により、措置完了の条件に目標濃度を設定するこ とができるようになり、措置方法の選択肢が広がりました。 詳細は P.78 のコラムで紹介します。



-措置の実施

2. 措置が必要な土地における「持続可能な土壌汚染対策事例」

事例4:地域要望を踏まえた健康リスクの低減措置の実施

事例の概要

- ・公園であったことから、当初は全量掘削除去措置による確実な健康リスクの除去を計 画した。
- ・本措置計画を地域住民へ説明したところ、措置にあたっては「樹木の保存」、「公園の 早期解放」の要望を受けたため、措置方法を再検討し、措置手法は舗装、盛工措置 を選択。

地域住民とのコミュニケーションにより、地域の要望に沿った措置対策が実現するとと もに、結果として汚染土壌の搬出抑制(Reduce)につながりました。







含有量基準 含有量基準 不適合土壌 不適合土壌



含有量基準

①公園の改修計画と土壌調査

・公園の改修に伴い土壌調査を実施した結果、敷 地の広範囲に含有量基準に適合しない土壌を確

②地域住民とのリスクコミュニケーション

基準不適合土壌を全量掘削除去する方針を 地域住民に説明。

含有量基準

土地所有者

地域住民からは、健康リスクは回避しつつ、 樹木を残しながら公園の早期開放の要望が あり、措置方針を再検討。



③措置対策と形質変更時要届出区域の維持管理

- 舗装及び盛土措置を選択。
- 盛土又は舗装等による地盤高が上がる影響を 抑えるため、表層付近の基準不適合土壌のみ 場外搬出。

④措置の完了

- 措置完了により、形質変更時要届出区域及 び要管理区域に区域が変更。
- 構造物(措置)の維持管理マニュアルを作成 した。

各事業者の対応

土壌調査 法及び条例の届出





法及び条例の届出

維持管理

意見交換 (土壌汚染の措置の検討)

(一)・土壌汚染の措置の提案

専門技術者

措置の実施

公園の早期開放

維持管理マニュアルの作成

土壌調査

専門技術者

持続可能な 土壌汚染対策ガイドブック

~ "環境・経済・社会" に配慮した対応の実現に向けて~

発行:令和4年 月

編集:東京都 環境局 環境改善部 化学物質対策課

お問合せは

東京都環境局環境改善部化学物質対策課土環地下水污染対策担当 〒 163-8001 新宿区西新宿 2 - 8 - 1 都厅第二本厅舍 20 階北側 TEL 03-5388-3467 (高階)





